

令和5年

第 12 回

三戸町農業委員会総会議事録

令和5年12月11日(月) 開催  
於 三戸町役場4階大会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和5年12月11日(月) 午後4時0分 から 午後4時32分

2. 開会場所 三戸町役場4階大会議室

3. 出席委員 12名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	神谷 陽一
委員	1番	武士沢 隆悦
委員	2番	井畑 育子
委員	3番	上野 敏昭
委員	4番	中澤 隆浩
委員	5番	工藤 洋一
委員	6番	千澤 正知
委員	番	
委員	番	
委員	9番	照井 秀美
委員	10番	松本 誠子
委員	11番	一ノ渡 重義
委員	12番	佐々木 俊一

4. 欠席委員 2名

委員	7番	沼邊 義雄
委員	8番	老久保まゆみ
委員	番	
委員	番	

5. 現地調査報告者 3名

推進委員	21	山端 巧
推進委員	24	佐々木 政壽
推進委員	25	釜澤 成美

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第4号 農地の賃借料情報について
第4	議案第23号 令和6年農作業標準賃金について
第5	議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第25号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
第7	議案第26号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について
第8	議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	極壇 浩
次長	松澤 俊彰
主幹	平谷 賢一

8. 議事録署名委員

委員	9番	照井 秀美
委員	10番	松本 誠子

## 9. 会議の概要

議長  
(梅田会長)

始礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。  
3番上野委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。  
只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和5年第12回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。  
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。  
9番照井委員、10番松本委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。  
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。

議長

日程第3 報告第4号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主幹

【報告第4号を議案書をもとに朗読】

次長

本件は、農地法第52条に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、実勢の賃借料情報を提供するものです。

賃借料情報の元となるのは、農地法第3条の許可申請書及び農用地利用集積計画で示された金額となっておりますが、あくまでも参考として情報提供するものであります。

議長

只今の報告について、質問のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

特に発言が無いようですので、報告第4号については終了します。

議長

日程第5 議案23号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第23号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第23号について補足説明いたします。

農作業標準賃金につきましては、毎年、三戸町、田子町、南部町の農業委員会事務局で協議しており、今年は、11月中旬に会議を行ったところでございます。

令和6年の標準賃金につきましては、基本的に、令和5年10月7日に青森県最低賃金が45円引き上げられ、時間給が898円となったことから、この額を基に調整し、今回の上程案となったものです。

作業賃金につきましては、時間給898円を8時間に換算し、百円未満を切り上げ、三百円あがり7,200円とし、割増料が10円未満切り上げ、六十円あがり1,130円となります。

剪定に関して、百円未満切り上げ、五百円あがり10,800円となります。

農業機械につきましては、脱穀(ハーベスタ)が三町で当町だけであること、バインダー(紐別)が三町で件数が少ないことから今回から記載しないこととし、コンバイン(紐代別)は労賃・その他諸経費、全国農業会議所の調査結果等を勘案し前年から千円上げ14,000円とし、その他は前年と同額とすることとしております。

議長

質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

11番一ノ渡委員

畔塗りの追加は出来ないか。

事務局

料金設定をするのに基準をどうするかの判断して、どうやって金額を出すのが難しくなると思いますので追加は厳しいと思っています。

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第23号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

議長

日程第5 議案24号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第24号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第24号について補足説明いたします。

本案は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を審議、決定いただくものです。

番号18から20は農地中間管理機構が実施する農地の貸借に関わる農用地利用集積計画を審議、決定いただくもので、貸し渡し人が農地を管理できなくなったため、農地を中間管理機構へ登録していたものを、借り受け人が借り受けたいと申し出たものです。

番号21及び22は農地中間管理機構が特例事業として実施する売買で、農業委員会によるあっせんを行っており、税制及び嘱託登記等の優遇措置を受けるため、中間管理機構の農地売買事業を活用することにしたものです。

議案のうち番号21は、譲渡人から中間管理機構への「買入れ」に関する計画であり、下段の番号22は、機構での手続き終了後、機構から譲受人への「売渡し」に関する計画となっております。

議長

農業委員会による「あっせん」について、神谷委員から報告をお願いします。

神谷  
委員

あっせんの内容について報告いたします。

番号21及び22は、譲り渡し人が農地を処分したいと考え、農地を購入する方を探していた  
ものです。

11月14日午後1時30分、三戸町役場3階小会議室2において、私と一ノ渡委員、及び事  
務局職員が立ち会いの下あっせんを行い、双方で売買価格が合意に達し、あっせんは成立  
しました。

以上、報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第24号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

議長

それでは、議事参与の制限により、退席をお願いしておりました、竹原推進委員の復席を  
お願いします。

議長

日程第6 議案第25号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第25号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第25号について補足説明いたします。

本案は農業振興整備計画の変更について審議いただくものです。

番号2は、泉山地区の梅泉橋付近にある農地に、自宅を建築するため、農業振興整備計  
画から除外することについて審議いただくものです。

現地調査にて周囲は自己世帯農地及び宅地に囲まれているため、周辺農地への影響が  
無い場所です。

農地転用の観点から立地基準としては、10ヘクタール未満の一団の農地であり、周辺は道  
路や宅地に囲まれていることから、その他の農地(第2種農地)と判断され、原則不許可となり  
ますが、県とも協議をしたところ、周囲に代替えとなり得る農地以外の土地や第3種農地が無  
いことから許可可能との意見を確認しております。

議長

農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査について、釜澤推進委員から報告をお願  
いします。

現地調査について報告いたします。

12月4日、午前9時から、私と佐々木俊一農業委員、佐々木政壽推進委員および事務局とで現地調査を行いました。

番号2は、泉山地区梅泉橋付近にある土地で、自宅建築をするため申請したとのことでした。

申請地は世帯所有農地や宅地に囲まれているため、周囲の農地への影響は無く、問題無いものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第25号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することとして、町長に意見書を送付いたします。

議長

日程第7 議案26号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第26号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第26号について補足説明いたします。

所有者が平成14年に相続したときから耕作しておらず山林原野状態となっていた場所で、現状の地目に直したいと申請があったものです。

議長

非農地証明に係る現地調査について、山端推進委員から報告をお願いします。

山端  
委員

現地調査について報告いたします。

12月4日、午前11時から、私と神谷農業委員、水梨推進委員、及び事務局職員とで、現地調査を行いました。

番号5は周囲の山林と一体となっている場所で、近隣農地への影響はなく、非農地とすることに問題無いものと見て参りました。

以上、報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

議長 【無しの声多数】  
質疑を終結いたします。  
これより議案第26号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することにいたします。

議長 日程第8 議案第27号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主幹 【議案第27号を議案書をもとに朗読】

次長 議案第27号について補足説明いたします。  
番号4は後継者に経営移譲を目的とした贈与するため、申請されたものです。

議長 農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、山端推進委員から報告をお願いします。

山端  
推進委員 現地調査について報告いたします。  
12月4日、午前11時から、私と神谷農業委員、水梨推進委員、及び事務局職員とで、現地調査を行いました。  
農地は段差で境界もはっきりとしているため、問題は無いものと見て参りました。

議長 以上、報告いたします。  
ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

議長 【無しの声多数】  
質疑を終結いたします。  
これより議案第27号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。

議長 これをもちまして、令和5年第12回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。  
終礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

終了 午後4時32分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

令和5年12月11日(月)

議長 梅田 晃  
会長 14 番

---

会議録署名者 照井 秀美  
委員 9 番

---

会議録署名者 松本 誠子  
委員 10 番

---